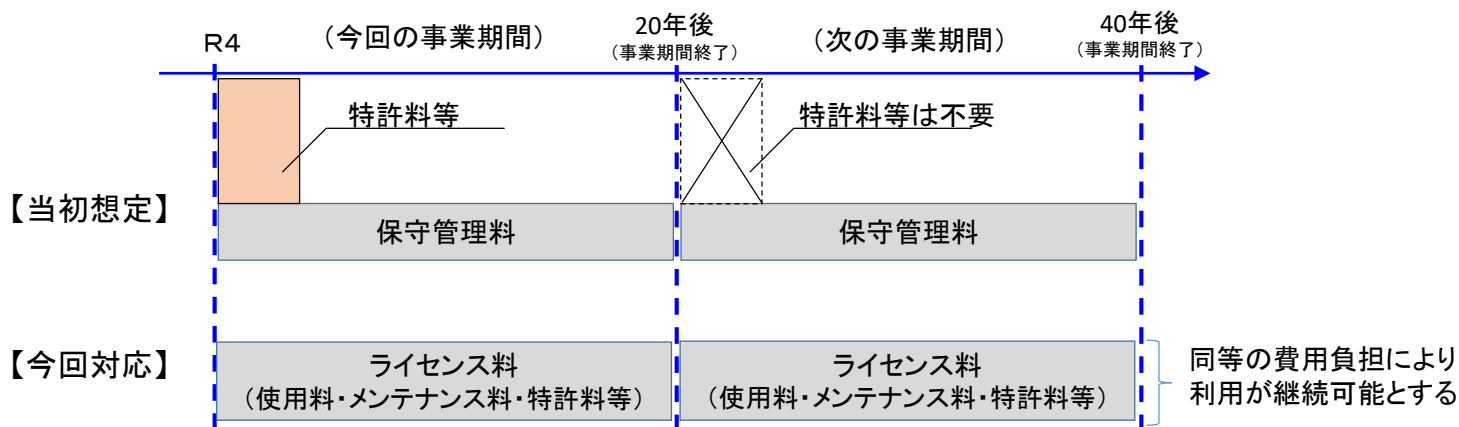


# (1) 知的財産権対象技術の取扱いについて

## ■ 改訂の背景

当初は、運営権者が高度な水処理設備機器などを導入する際に一括で支払う特許料等を想定していた。

しかし、競争的対話において、各応募者から、クラウドサービスを活用した「統合監視システム」等の有効な提案があり、その導入にあたって発生する月額や年額等のライセンス料（使用料やメンテナンス料に加えて特許料等の知的財産権が含まれる）に対応する必要が生じた。

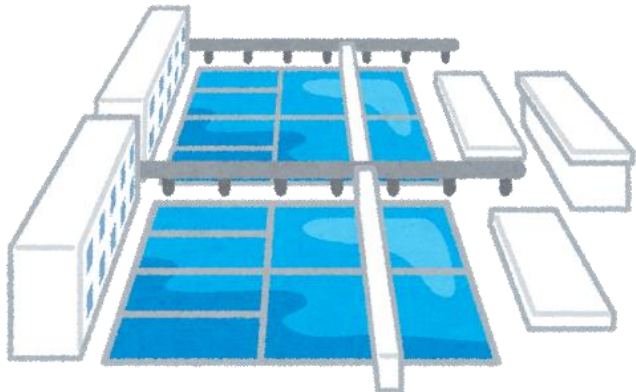


## ○ 改訂内容 ○

県及び次期運営権者等は、運営権者が株主等に支払っていたライセンス料と同額を上限とし負担（保守管理費を含む）することで、引き続き当該技術を利用できる規定を追加した。

## (2) 知的財産権対象技術のイメージ

### ① 新技術を伴う浄水設備の導入等



- 設備機器の単価に「特許料」が含まれており、導入時に一括で支払う。
- S P C及びその親会社の技術である場合には、事業期間終了後も無償で使用可能となる。
- 第三者の技術である場合には、無償で継続使用できるよう担保することで導入を認める。

### ② クラウドサービスを利用した集中監視システムの導入等

- クラウドサービス及びアプリケーション（ソフトウェア）のライセンス料について、月額または年額での支払いが必要となる。
- ライセンス料には、使用料、メンテナンス料、特許料等が含まれる。
- クラウドサービスがS P C及びその親会社の所有である場合には、運営権者が支払っていた金額と同等の費用で、事業期間終了後もサービスの使用を継続することができる。
- 県は運営権者の改築計画を「承認」する際にライセンス料を確認できる。

